

償却資産は申告が必要です

償却資産とは、個人あるいは法人で事業を営んでいる人が事業のために使用している構築物、機械、器具などのことで、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。

償却資産所有者は、令和5年1月1日(日)時点における資産の状況などを1月31日(火)までに各市町村へ申告する必要があります。

償却資産申告書は、前年度申告をした人や異動届を提出した法人などへ12月中旬に送付します。

また、個人で10キロワット以上の太陽光発電設備を設置し売電する場合も、事業用の資産として申告する必要があります。その他、新たに申告義務が生じたときなどは、税務課へ連絡してください。

詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

問 税務課 ☎ 21・0216



令和5・6年度物品調達等入札参加資格の登録・更新

市が発注する物品の納入、製造の請負、役務の提供、業務委託(測量、建設コンサルタントを除く)の契約を希望する場合、事前に市への登録が必要です。

令和5・6年度分の新規登録・更新申請を受け付けますので、希望する事業者は、所定の申請書に必要書類を添えて、持参または郵送で監理課へ提出してください。申請書は監理課、各地域局に備えているほか、市ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書と添付書類は、A4フラットファイルに綴じて提出してください。また、「物品」「役務・業務」の両方を申請する場合は、それぞれ別冊子を用意してください。

受付期間 令和5年2月1日(水)

～28日(火)

※市外の事業者(郵送のみ)は2月20日(月)必着

登録有効期間 令和5年4月1日

～令和7年3月31日の2年間

登録できる業種

物品 文具・事務用機器、木工・

家具類、教育・保育用品、印刷・

看板・標識、衣料繊維・ゴム・皮

革、日用品、薬品類、医療機器、

理化学・測定機器、電気機械器

具、厨房機器、輸送機器、消防保

安用品、燃料、資材、農業園芸用

品、食料品などの物品

役務・業務 清掃等、保守点検、

警備、測定・検査、計画策定、情

報・通信サービス、クリーニング

グ、害虫駆除、運送、レンタル・

リース(〇A機器を除く)、廃棄

物処理、緑地等保護管理などの役

務・業務委託

その他 入札参加資格への登録・

更新は、指名や契約を約束するも

のではありません。

なお、競争入札や見積もり合わ

せに該当しない少額な取引(1件

の予定価格が10万円未満)のみを

希望する市内の事業者は、「高梁

市少額物品調達等契約希望者簡易

登録制度」への登録が必要です。

詳しくは市ウェブサイトでご確認

ください。

問 監理課

☎ 21・0235

